

当施設における保育の提供に当たり、保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

【施設の概要】

施設種別	幼保連携型認定こども園
運営法人名称	伊丹市
施設名称	伊丹市立ささはらこども園
施設所在地	伊丹市野間1丁目10番16号
設置年度	令和4年
施設の電話番号	072-767-7127
施設管理者の職名・氏名	園長 西 里枝子（令和7年度）

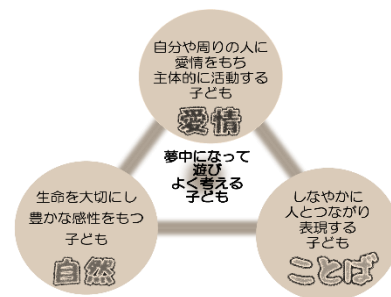
【伊丹市立こども園の教育・保育理念】

伊丹市の幼保連携型認定こども園の教育保育方針は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「伊丹市幼児教育ビジョン」に依拠します。「遊び」は子どもたちにとって「学び」の場です。子ども達が「遊び」に主体的に関わることができるよう、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を基本とした乳幼児の保育・教育を推進します。

豊かなふれ愛でひろがる幼児教育

～「愛情」・「自然」・「ことば」～

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であることに鑑み、家庭や地域、様々な関係機関との連携を図りながら、未来を担う子どもが、心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、きめ細やかな養護と質の高い教育を一体的に行います。



2 提供する保育の内容等

【教育・保育目標】

㊟さえ合い認め合う ㊞さはらっ子 ㊟すむ心でみ ㊟いへつなごう

【育てたい子ども像】

- ・自分も相手も「いいね！」と思う子ども
- ・喜びやうれしさを共有する心、思いやりの心をもつ子ども
- ・地域を愛し愛される子ども
- ・好奇心あふれ夢中になる心もち、自らかかわる子ども
- ・自ら考えて行動できる子ども
- ・人の役に立つことに喜びを感じる心をもつ子ども
- ・健やかな心と体をもつ子ども

【行事予定】 *変更する場合があります

4月	始業式(進級式)、入園式、クラス懇談会	11月	クラス懇談会・個人懇談(3～5歳児)
5月	個人懇談、幼年消防クラブ組替式(5歳児)	12月	終業式
6月	健康診断(内科・歯科)	1月	始業式、引渡し防災訓練
7月	水・プール遊び、終業式 クラス懇談会(3～5歳児)	2月	クラス懇談会、個人懇談(2～5歳児)
8月	水遊び	3月	修了証書授与式、終業式
9月	始業式	毎月	誕生会(3～5歳児)、身体測定、避難訓練
10月	ささっこDAY(3～5歳児)健康診断(内科)	随時	保育参加参観、園外保育、散歩等

3 職員の体制

園長、副園長、保育教諭、調理師、調理員、用務員、養護事務、事務員、嘱託医、歯科医師、薬剤師など（令和7年度）。

令和8年度の職員体制については、令和8年4月1日に決定します。

4 教育・保育を行う日及び時間等

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし以下の休業日を除く。 国民の祝日、12月29日から12月31日、1月2日及び3日、その他施設長が必要と認める日	
保育を提供する時間	保育標準時間（11時間）	平日 午前7時00分～午後6時00分
		平日（延長保育）午後6時00分～午後7時00分
		土曜日 午前7時00分～午後6時00分
	保育短時間（8時間）	平日 午前8時30分～午後4時30分
		平日（延長保育）午前7時00分～午前8時30分 （延長保育）午後4時30分～午後6時00分 （延長保育）午後6時00分～午後7時00分
		土曜日 午前8時30分～午後4時30分

※就労事由の保育時間は、勤務時間と通勤時間との合算した時間です。（プライベートの時間は含みません。）保護者の勤務が休みのときは、園児の保育はお休みとなります。

なお、その他の事由による保育利用時間は、園長が定めます。

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し決定します。

なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、個別にご相談に応じます。

5 利用定員 令和7年度（2025年度）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				30	60	70	160
2・3号認定	11	18	18	21	21	21	110
計	11	18	18	51	81	91	270

6 利用等

利用の開始は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育認定を受け、伊丹市の利用調整のうえ、当施設に入園を決定された月の初日より保育の提供を行います。

また、利用乳幼児が小学校に就学したとき、保育の必要性の事由に該当しなくなったとき、市外転出するとき、長期欠席するとき、その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたときには、利用の終了となります。

7 保育料（利用者負担額）等

【保育料】

2 歳児クラス以下の児童は、下記の表のとおりです。なお、3 歳児クラス以上は、無償となります。
利用者負担額（月額）表（2 号認定・3 号認定）

階層	市民税所得割	標準時間	短時間	階層	市民税所得割	標準時間	短時間	
1	生活保護	0	0	5-1	97,000-108,399	35,400	34,900	
2-1	非課税	(※要保護)	0	0	5-2	108,400-168,999	42,800	42,200
2-2			0	0	6-1	169,000-190,299	51,100	50,300
3-1	均等割のみ	(※要保護)	4,800	4,750	6-2	190,300-300,999	58,900	58,000
3-2	1-48,599		9,600	9,500	7-1	301,000-338,999	69,700	68,600
		(※要保護)	7,150	7,000	7-2	339,000-396,999	77,600	76,400
4-1	48,600-50,899		14,300	14,000	8	397,000以上	87,400	86,000
		(※要保護)	8,750	8,600				
4-2	50,900-54,699		17,500	17,200	単位：円			
		(※要保護)	9,000	9,000				
4-3	54,700-77,100		20,000	19,700				
		(※要保護)	9,000	9,000				
	77,101-96,999		28,500	28,100				

【利用者負担額の決定・注意事項について】

・利用者負担額は、父・母の市民税所得割額（4 月から 8 月は前年度、9 月から翌年 3 月の利用者負担額は当該年度）の合算で算出します。なお、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税所得割額により決定します。

・直系尊属（祖父母、曾祖父母）と同居し、父母の年収（児童手当・児童扶養手当の収入を含む）が 100 万円以下の場合、祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。祖父母の年収も 100 万円以下の場合、曾祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしていても同住所の場合は同居扱いになります。二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合、同居とみなします。

・「3 歳未満」とは、年度の 4 月初日の前日において 3 歳に達していない子ども（年齢は誕生日の前日に加算されます。）をいい、子どもが年度途中で 3 歳に達しても、当該年度中は 3 歳未満児の金額が適用されます。

・市から認定を受けた保育の必要量「保育標準時間」・「保育短時間」によって、利用者負担額が異なる階層があります。

・世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。

・保育料、延長保育料、主食費、副食費の口座振替日は、当月末日（月末が休日の場合は翌開庁日）となります。

【税額の確認について】

・税の確認ができない世帯に関しては税申告及び、課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。保育料算出に必要な税情報等が確認できない場合、保育料算出ができないため利用者負担額表の上限額（最高額）で仮決定し、徴収します。

・税額の変更があった場合、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。但し、税額の修正等による税額変更は過去に遡っての変更は行わず、教育保育課に申請後翌月以降の適用になります。

【ひとり親等の要保護世帯について】

・要保護欄が適用されるのは、下表の世帯状況に該当し、必要書類を提出した世帯です。

・1~4 の世帯状況に該当する場合、入所申請書類の該当項目記載欄にチェックを入れた上で、入所が決定した際には必要書類に記載されているいずれかの書類のコピーをご提出いただくこととなります。

・既に入所している場合で、新たに世帯状況に当てはまった場合は必要書類を提出してください。

・世帯状況が変わったときは、必ず申し出てください。（例：婚姻等でひとり親ではなくなった場合、手帳等の交付を受けなくな

った場合、手帳を所持していた同居者と別居した場合など。）なお、年度を超えての遡りは行いません。

世帯状況		必要書類
1	ひとり親世帯	児童扶養手当証書・母子家庭等医療費受給者証・遺族基礎年金の受給がわかるもの、戸籍謄本+保険証又はマイナポータルの『医療保険の資格情報』画面の写し（ひとり親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの）
2	同居者が障害者手帳の交付を受けている世帯	身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳
3	特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯	特別児童扶養手当受給証明書
4	同居者が障害基礎年金を受給している世帯	障害基礎年金の受給がわかるもの

【延長保育料】

本来の利用可能時間を越えて保育を必要とする世帯の子どもの保育を行います。延長保育を利用する場合、別途申請と延長保育料が必要となります。

<利用料金> 利用日数・利用時間にかかわらず月額制です。（市内全保育施設均一）



(1) 上記①の範囲（保育標準時間の範囲）： **月額 500円**（生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料）

※保育短時間認定のみ

(2) 上記②の範囲（1時間延長）： **月額 4,000円**（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月額 1,000円）

【主食・副食費、その他実費】

入園時や園外保育時にかかる教材費・行事費などの実費徴収等があります。

給食代として、3・4・5歳児は副食代 4500円/月、主食代 1,000円/月を徴収します。

PTAが組織された場合は、別途、PTA会費を徴収します。

8 なかよし給食について

アレルギーとなる卵や乳を使用しない調味料や食材を選定することで、食物アレルギーがある子ども、ない子どもすべての子どもが同じ給食を食し、安全・安心な給食（なかよし給食）の提供に努めます。

9 緊急時・災害時について

緊急時の対応方法

避難・消火・防犯訓練

火災・震災等の災害時

管轄消防署・警察署

災害時の子どもの避難場所

県警ホットライン

特定教育・保育の提供中、園児の体調の急変など緊急を要する場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、緊急時や連絡事項がある際に、一斉メール等で連絡することもあります。

年間を通して行います。

ささはらこども園防災計画に基づき対応します。

東消防署南野出張所・伊丹警察署

ささはらこども園、笹原小学校

1階、2階に設置しております。

10 要望や相談等について

要望や相談等については適切に対応するよう努めます。窓口は副施設長ですので、お声掛けください。

11 園児に対しての共済制度

制度名称

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

制度内容（こども園の管理下で発生した災害が対象）

死亡 3,000万円（通園時は 1,500万円）

障害 4,000万円～88万円（通園時は半額）

負傷 医療保険並みの療養に要する費用の4/10の額

保険料は年額 162円です。（変更となることもあります。）

1.2 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

保護者及び園児等に係る個人情報につきましては、次の目的以外の目的には利用しません。また、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取扱いを行います。

＜利用目的＞

- ・教務、園務、保健、生活指導、就学等に関する業務。
- ・園行事の運営等に関する業務。
- ・卒園、在籍等の証明、その他園関連通知に関する業務。

＜第三者提供＞

以下の場合を除き、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

- ・園業務に必要不可欠な場合（園児や園児の家族の写真や記事等の掲載）。
- ・PTA が組織された場合は、その活動に必要な園児の在籍情報（PTA 会員家庭の園児氏名及びクラス名に限る）。
（※PTA 活動における個人情報の取扱いについては、別途本園 PTA 規約にて定めていただきます。）
- ・本人の身体・生命等を保護するため、緊急かつやむを得ない場合。
- ・公的機関からしかるべき令状のもとに情報提供の依頼があった場合。

＜保護者等が取得し得る個人情報の取扱いについて＞

- ・写真撮影などに起因する個人情報の扱いに関しては、各家庭で楽しむ範囲にとどめ、SNS 等への投稿等は控えていただきます。なお、問題が生じた時は、撮影等をご遠慮いただく場合があります。

1.3 登降園・送迎時の留意事項

- ・通園方法についてはなるべく徒歩か自転車で送迎ください。（参観、懇談会、その他の園行事での駐車場利用はできません。）駐車場利用の場合は、互いに譲り合ってください。

1.4 その他

- ・「入園のしおり」及び伊丹市の「保育施設利用申請のご案内」をご確認ください。